

第4章 今後5年間に取り組む基本的な方策

3つの基本方針に対して、9つの基本的な方策を掲げ、今後5年間に於いて主に以下の項目に取り組んでいきます。

1 確かな学力の育成

子どもたちが、基礎的な知識・技能だけでなく、それを活用する思考力・判断力・表現力、主体的に学ぶ意欲を培えるよう、発達段階に応じた取組を進めます。

〔ことばの力の育成〕 ー読む・聞く・書く・話すー

国語をはじめとする全ての教科等で、言語活動を重視した指導を充実させます。特に、教科の特質に応じた調査、レポートの作成、説明・発表及び論述等の学習活動を促進します。

また、授業における「見通しと振り返り」、「さまざまな学習形態による意見交流」、「考えて書く」ことを、全教科・全学年で大切に扱うことを推進していきます。

さらに、幼児期は、相手の言葉を聞こうとする態度やことばを使って表現する意欲を育てることが重要であるため、教職員が幼児の話に積極的に耳を傾けたり、ことばの使い方を具体的に知らせたりすることで、幼児の「ことばの力」の育成を図ります。

〔校種を超えて連携した教育の推進〕

中学校区内の就学前施設、小・中・特別支援学校及び高等学校が校種を超えて連携し、情報交換や共同研修等を行うために設置されている校区 UNIT 会議をさらに発展させることで、校区の子どもたちを共通の視点で見守り、「育ち」の接続を図るとともに、子どもたちの実態に応じた教育活動を推進し、学習内容や方法について連携を深め、「学び」の接続を図ります。

さらに、就学前の教育・保育についても、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の枠組みを超えて連携を図っていく必要があることから、近隣の幼稚園・保育所等において、子どもや教職員が交流し、互いの保育内容や生活の仕方について学び合う機会をもちます。

〔就学前教育の充実〕

就学前施設において、明石市就学前教育・保育共通カリキュラムを活用し、子どもたちの学びの基礎を育成するため、就学前教育・保育の質を高めていきます。

また、教育ニーズの変化に的確に対応できるようカリキュラムを検証し、見直しを行います。

今後、中学校区ごとに1園ずつ認定こども園を開設するなど、就学前教育の環境整備を進めていきます。

(学習意欲の向上)

地域の人材を活用し、放課後に中学生対象の「数学・英語応援団」、土曜日等に小学生対象の「わくわく地域未来塾」を実施するなど、子どもたちの学習意欲を高め、基礎基本の定着を図ります。

(ICTの活用)

各学校に配置したICT機器の効果的な活用を進めるため、子どもの発達段階に応じてコンピュータやその他のソフトウェアの基礎的な使い方、情報モラル等を系統的に指導し、情報活用能力を育成します。また、タブレット端末を活用し、協働的な学びを充実させ、児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上を図ります。

2 豊かな心の育成

子どもたちが命や人権を尊重し、共に生きる心を大切にするとともに、豊かな人間性や感性、道徳性等を養うことができるよう、取組を進めます。

(人権教育の推進)

子どもが豊かな人権感覚を身につけることができるよう、各学校では人権教育の全体計画及び年間計画を作成するとともに、授業内容の工夫改善を図る研究を推進し、人権教育の一層の充実を図ります。

教職員や保護者・地域住民など、子どもに関わるすべての大人たちが、あらゆる人権課題について「ひとごと」ではなく「わがこと」としてとらえ、正しい知識、人権感覚を子どもたちに身につけさせることができるよう、あらゆる場において人権教育及び啓発を進めます。

(道徳教育の推進)

「特別の教科 道徳」の導入（小学校：平成30年度、中学校：平成31年度）に向け、道徳教育の研究を進めます。

「兵庫版 道徳教育副読本」（兵庫県教育委員会作成）、「わたしたちの道徳」（文部科学省作成）を効果的に活用した授業づくりを推進します。

体験活動を道徳的実践の場と位置付け、一層の充実を図るとともに、「特別の教科 道徳」の導入に向けた各学校の全体計画及び年間指導計画を整備していきます。

(体験学習の充実)

体育大会や音楽会、文化祭等の学校行事に加え、「心の教育」の実践の場として、中学校2年生が、地域の良さやふるさとの恵みに触れ、地域の中で生徒の主体性を尊重したさまざまな社会体験活動「トライやる・ウィーク」に取り組みます。

小学校3年生の「環境体験事業」や小学校5年生の「自然学校推進事業」を通して、学校として繋がりのある「小学校体験活動事業」に取り組みます。

児童虐待の早期防止にもつながるよう、次代の親育成として、中高校生等を対象に、命の尊さやいとおしさ、家族の大切さについて理解が深められる講座や事業を実施します。

(子どもの読書活動の推進)

子どもの読書活動は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高めるなど、内面を豊かにし、生きる力をはぐくむとともに、「読み・書き・話す」ための表現力や理解力など、学力の育成にもつながるといった多様な効果があることから、一層の推進を図るため、教育プランに基づく方策を、新たな「子どもの読書活動推進計画」に位置付け、総合的かつ体系的に取り組を進めていきます。

家庭や地域に対しては、幼少期から子どもが本に親しめる環境づくりや保護者への啓発、ボランティア活動の支援などの取組を推進します。

学校においては、就学前教育における読み聞かせ等の支援や、小・中学校等の図書室の機能充実、図書を活用した教育活動の促進などの取組を推進します。

あかし市民図書館や西部図書館においては、図書等の充実とともに、子どもや保護者を対象とした啓発事業並びに学校図書館支援に取り組みます。

子どもたちの読書意欲の向上を図るため、広く市民を対象とした啓発イベントの開催や広報活動等を実施します。

3 健やかな体の育成

子どもたちが健康で安全な生活を送るための能力・態度・習慣を培えるよう、体力向上、健康教育の推進に向けて取組を進めます。

(子どもの体力づくり)

子どもたちが体育やスポーツに親しみ、活動できるよう、体育科教育の充実や教職員の指導力の向上に取り組めます。

児童生徒の体力及び運動能力の向上を図るため、全ての小・中学校での「新体力テスト」によって実態を把握し、発達段階に応じた適切な指導を行います。

また、幼児期においては、子どもたちが様々な体の動きを獲得し基礎体力を身につけられるよう、思い切り体を動かすような保育活動を行います。

(「食」に関する教育の推進)

地域・家庭・学校が連携して、次代を担う子どもの食環境の改善に努め、発達段階に応じて、子どもたちが食に関する正しい知識、望ましい食習慣及び食に関する実践力を培う取組を進めます。そのため、食育の全体指導計画を作成し、教育・保育活動全体の中に食育を位置づけ、子どもたちや地域の実態に応じた目標を明確にします。

給食においては、地場産物を使用したり、地域の郷土食や行事食を提供するなど給食を生きた教材として活用することで、食育の充実を図ります。また、中学校における一層の食育の推進のため、中学校給食を実施します。

4 安全・安心の学習環境

すべての子どもたちの健やかな成長を促すため、安全に安心して学ぶことができるよう、良好な教育環境を整備するための取組を進めます。

(いじめ対策の推進)

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、学校を支援する取組を充実するとともに、児童生徒や保護者に対する相談支援を充実させる取組を行います。

また、ネットトラブルやネットいじめに対応するため、市内の小・中学校の児童会、生徒会によるルールづくりを支援し、保護者、児童生徒、教員に対し、時代に即応した研修会を実施します。

(不登校対策の推進)

不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた学校の取組をさらに充実させるため、研修等を通して教職員の資質の向上を図ります。

不登校に関する児童生徒や保護者等からの相談にきめ細やかに対応するため、スクールカウンセラーや生徒指導相談員を配置するとともに、不登校児童生徒の再登校支援のため、明石市適応教室「もくせい教室」の運営のさらなる充実を図ります。

(教育相談の充実)

教育相談員及び精神科医や臨床心理士、社会福祉士等の専門家による子どもや保護者等に対する相談支援のさらなる充実を図っていきます。最近の傾向として、不登校、しつけ・子育て、親子関係に関する相談が大半を占めていることから、特に保護者支援に力を入れるとともに、いじめや不登校、非行、問題行動等の未然防止、早期解決のため、学校や関係機関等との連携を一層密にしていきます。

また、障害のある子どもが、安心して生活や学習ができる適切な場を専門的な立場から判断し、保護者に支援・助言をしていくための相談の機会を設けます。

(学習機会の保障)

経済的な理由のために就学が困難となる小中学生に対し、学用品費、学校給食費や校外活動費など、教育費の一部を援助する「就学援助制度」を実施します。

また、経済的な理由のために修学困難な高校生等に対し、「高校生等奨学金貸与制度」により学資の貸与を行うほか、給付型の創設を含む制度全体の見直しを進めます。

(学校施設の整備)

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、学習の場であることから、空調設備やエレベータの設置など、良好で快適な学習環境の整備に取り組みます。少子化を受け、小・中学校の規模の適正化についてもさらなる検討を進めます。

地震等の災害時には地域の避難所にもなることから、老朽化による施設・設備の不具合を解消し、安全で利便性の高い施設整備を進めます。

子どもたちの学習への興味を高め、より分かりやすく時代に合った授業を実現するとともに、教職員の校務の効率化を図るため、学習環境の充実として、ICT機器の整備に取り組みます。

5 一人ひとりに応じた教育

子どもたちが個性や能力に応じてより適切な指導や支援を受けられるよう、取組を進めます。

(少人数教育の推進)

子どもたちが、それぞれの個性や能力に応じた指導や支援を受けられるよう、特にきめ細やかな教育が必要となる小学校1年生について学級編制の標準を小集団とする等、更なる少人数教育の推進に取り組みます。

(特別支援教育の推進)

発達障害を含む障害のある子どもたちが、集団の中で他の子どもたちと同様によりよく生活できるよう、合理的配慮に努めます。また、個に応じたより適切な指導やきめ細やかな支援を受けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、専門指導員の巡回指導、通級指導、介助員及び特別支援教育指導員の配置のほか、関係機関と連携した取組を推進していきます。

また、明石養護学校にセンター的機能の役割を持たせ、特別支援教育に関する教員への相談支援、障害のある子どもへの指導支援、福祉、医療、労働等の関係機関との連絡調整など明石市の特別支援教育の拠点としての機能充実に努めます。

6 教職員の資質・指導力の向上

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた適切な指導を行うことができるよう、教職員の専門性を高め、資質や指導力の向上を図る取組を進めます。

(研修・研究の充実と実践力の向上)

教育研究所機能の充実を図り、教職員の経験に応じた研修会や各種研究講座を実施するとともに、今日的教育課題に対応できるような研究指定を行い、その成果を他校と共有する等の取組を行うことで、教職員の専門性や実践的指導力を高めます。

また、学びの基礎を培う幼児期の教育に対する専門性を高めるために、保育実践研究、公開保育等を行います。

(若手教職員の育成)

若手教職員が増えている中、初任者研修講座、2年目研修講座、3年目研修講座、「あかし若手教師塾」等を実施し、若手教職員の育成を図ります。

また、初任者を対象とした学校訪問を行い、対象者の様子を確認するとともに、必要に応じて個別指導を行います。

7 子ども・家庭への支援

家庭は、子どもたちが人格を形成する最も基本的な場です。地域ぐるみで子どもの育ちや子育てする家庭を支える取組を進めます。

(基本的生活習慣の確立)

健康な生活リズムや基本的生活習慣を身につけることで、自立の基礎を培えるよう、幼児が主体的に体を動かして遊べる環境づくりや、家庭と連携を密にして実情に応じた指導を行います。

家庭とも連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」運動等を推進し、規則正しい睡眠と食事から、健やかな体をはぐくむ取組を進めます。

(子育て支援の推進)

「子育て支援センター」を地域における子育て支援の拠点として、子育て中の親子が自由に集い、交流できる場を提供するとともに、子育て世代に対する各種講座の開催や情報提供を行います。

子育てに関する相談を行うことで、子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、喜びを感じながら子育てができるよう支援を行います。

各幼稚園区の保護者が自主運営し、遊びや体験学習等を行う子育て学習室事業を開設し、家庭や地域の子育て力と教育力の向上を図ります。

未就園の子どもやその保護者に対しては、オープンスクールや園庭開放を行い、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の生活を知る機会を設けるとともに、就園や発達等の子育て相談も適宜受け付けていきます。

(放課後の子どもの居場所づくり)

全小学校において「放課後児童クラブ事業」を実施し、安定的な事業運営と児童への育成内容の質の向上に取り組み、入所する児童の心身ともに健やかな育成に取り組みます。

余裕教室の活用等による児童クラブ室の拡充を行うことにより、入所希望児童の増加に対応します。

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう民間事業者等の活用を図ります。

また、地域住民等の参画を得て、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう「放課後子ども教室」等の取組を推進します。

(子どもの虐待・非行の防止)

子どもの非行や問題行動等を未然に防止するため、地域における補導活動や啓発活動、環境浄化活動をさらに充実させていきます。

昨今家庭に起因する問題行動が増加傾向にあることから、スクールソーシャルワーカーの専門性を活用する等、特に保護者に対する相談支援に力を入れるとともに、子どもたちの健全育成に対する保護者意識の向上を図ります。

また、学校、地域、関係機関で構成する児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）により、子どもの虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るなど、子どもの健全育成に向けた施策を総合的に推進していきます。

8 地域・家庭・学校の連携

平成31年に明石市制施行100年及び明石城築城400年を迎えることを踏まえ、子どもたちが、一層「ふるさと明石」に対する理解や愛着を深め、心豊かに育つことができるよう、地域・家庭・学校がそれぞれの役割を担い、連携した取組を進めます。

(子どもの安全対策の推進)

すべての子どもたちの健やかな成長を促す場として、元気で楽しく活動し、安全にかつ安心して学ぶことができる教育環境づくりを推進するため、学校における安全教育や安全管理に取り組みます。

子どもたち自身が、自分の命や体を守るための知識や力を身につけられるよう安全教育を推進します。

学校における安全体制の確立とともに、教職員の安全意識や技能の向上に努めます。

警備員の配置や防犯カメラの設置等の施設面を含めた安全対策を進めます。

「スクールガード」や「おれんじキャップ」など、地域ぐるみで子どもの安全を見守る活動の一層の推進に取り組みます。

(ふるさと教育の推進)

明石市制施行100年及び明石城築城400年を記念した行事への子どもたちの参加等を推進するとともに、市内の貴重な文化遺産や史跡等に触れる機会を設けるなど、ふるさと明石の歴史や伝統文化への理解と愛着を深めます。

住んでいる地域の産業や暮らしを守る諸活動への理解促進のため、社会見学や校外学習等で充実した体験活動を行えるよう、小学校社会科副読本「わたしたちの明石」の内容の見直しや指導方法の研究等を進めます。「トライやる・ウィーク」では、中学校2年生の生徒が、地域の良さやふるさとの恵みに触れられるよう、社会体験活動を推進します。

明石商業高等学校においては、「ふるさと明石」への理解と愛着を深めることを目的として、全生徒に対してホームルーム活動を通じて「明石学講座」を実施するとともに、地域行事や地域のボランティア活動等に積極的に参加し、人々との交流を通じて地域の一員であることを自覚させ、地域の人々との繋がりを深める取組を進めます。

人生の原体験を得る幼児期には、地域の自然や文化に触れる機会を多くもち、愛着をもつことができるような行事を開催します。

(防災教育の推進)

防災教育の年間指導計画に防災教育副読本等の活用を位置付け、各教科や体験活動等を通して、災害から自らの生命を守るため主体的に行動する力及び発達段階に応じて、地域の一員としての自覚を持って行動しようとする態度を育成します。

また、地域の災害特性、近年の津波や大雨の被害等、想定外の災害の発生も見据え、緊急時に子どもたちが主体的に行動できるよう、地域と連携した実践的な防災訓練や避難訓練に取り組んでいきます。

(開かれた学校づくり)

学校の日常的な活動について、保護者や地域住民の理解を得るため、授業や部活動等の教育活動を一定期間公開するオープンスクールや園庭開放を実施します。

明石商業高等学校においてはこれまで蓄積してきた商業科としての技術やノウハウを活かし、市民が参加できる取組を推進します。

また、地域住民を、ゲストティーチャーとして招聘したり、学校行事に招待する等、地域住民と学校教育の目標を共有化し、協働した取組を進め、地域全体で学校教育を支える開かれた学校づくりを推進します。

さらに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について検討していきます。

9 社会情勢の変化への対応

教育を取り巻く社会情勢が大きく変化するなか、子どもたちが、自立し、夢や目標に向かって、たくましく心豊かに育つことができるよう、取組を進めます。

（グローバル化に対応した教育の推進）

子どもたちがグローバル化した社会を生き抜けるよう、国境を越えて人々と交流・協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解、日本人としての自己同一性（アイデンティティ）等を培っていきます。

明石商業高等学校においては、海外修学旅行（国際会計科）を通じて、現地の学校との交流等、異文化に直接触れる機会を設けたり、留学生の受け入れを通じて、国や文化の異なる人々に自分の意見を伝え、積極的にコミュニケーションしようとする態度と語学力を育成します。

また、多文化共生サポーター派遣事業（兵庫県）と連携し、外国人の児童生徒とその保護者に対して支援を行います。また、日本語指導が必要な外国人の園児、児童生徒とその保護者に対し、「多文化共生ボランティア」や「日本語指導協力者」を派遣し、日本語の習得や子どもたちの進学や就労を支援します。

（キャリア教育の充実）

就学前施設、小・中学校の連携を図りながら、キャリア教育で期待される基礎的・汎用的能力を構成する「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の育成に取り組めます。

明石商業高等学校においては、子どもたちの主体的な進路選択を支援するため、特別活動や授業等において、地域の人々や関係機関と連携しながら社会体験の機会を設け、人や社会と自分との関わりを認識させることにより、自立した社会人としての能力を育成します。さらに、進路指導室の資料の拡充や就業先の新規開拓、大学等の情報収集に努め、生徒や保護者に適切な情報提供を行うなど、個に応じたガイダンス機能の充実を図ります。

(環境教育の推進)

児童生徒に対し、ゴミ問題などの身近な問題から、地球温暖化などの地球規模の問題まで幅広く関心を持たせる取組を行い、環境と社会との関わりについて、発達段階に応じて理解を深められるよう指導を進めます。

また、幼児期においては、自然の不思議さ、畏敬の念、生命を大切にしようとする気持ちを育む豊かな環境づくりに取り組み、身近な事象や動植物とのかかわりを深める取組を進めます。

(主権者教育の推進)

「公職選挙法」改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることに対応し、国や社会の問題を自己の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動する主権者となる意欲や態度を育成します。社会科・公民科における指導に加え、総合的な学習の時間や特別活動等における指導の充実を図ります。

「第4章 今後5年間に取り組む基本的な方策」に係る体系図

